パーソナルトレーナー　業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおりパーソナルトレーナー業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、本契約の定めるところにより、甲の経営するスポーツジム○○(以下「本ジム」という。)において、パーソナルトレーナーとして利用者にセッションを行う業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務及び本ジムにおけるシフト等詳細については別紙マニュアルによるものとする。

3　甲は、甲が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」第13条及び第14条にかかる体制を整備していることを乙に約した。

第２条

本件業務にかかる契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了の〇か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らの意思表示を行わないときは、本契約はさらに1年間更新され、以降も同様とする。

第３条

甲は乙に本件業務の委託料として、１セッションにつき金○円を支払う。支払は、月末締め当月セッション数分の委託料を、翌月○日に、甲が乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

２　前項のセッション料の額は甲乙の協議により増額することができる。

第４条

乙は、本件業務の一部または全部を第三者に再委託することができない。

第５条

乙は、本件業務に関して得られた個人情報につき、第三者に開示・漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

３　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第６条

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力の排除に関する以下の各号の事項を確約する。

⑴ 自らまたは自らの従業員または執行役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

⑵　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

第７条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

　…（※適宜記入してください）

第８条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第９条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印